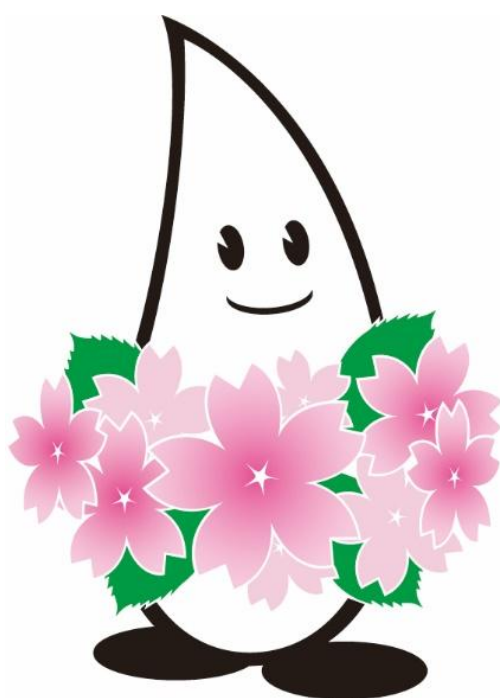


令和9年度版

保育園等入園一斉申し込みのご案内



本冊子は令和9年度保育園等入園申請のうち、一斉申し込みに関する案内です。必ずご一読ください。

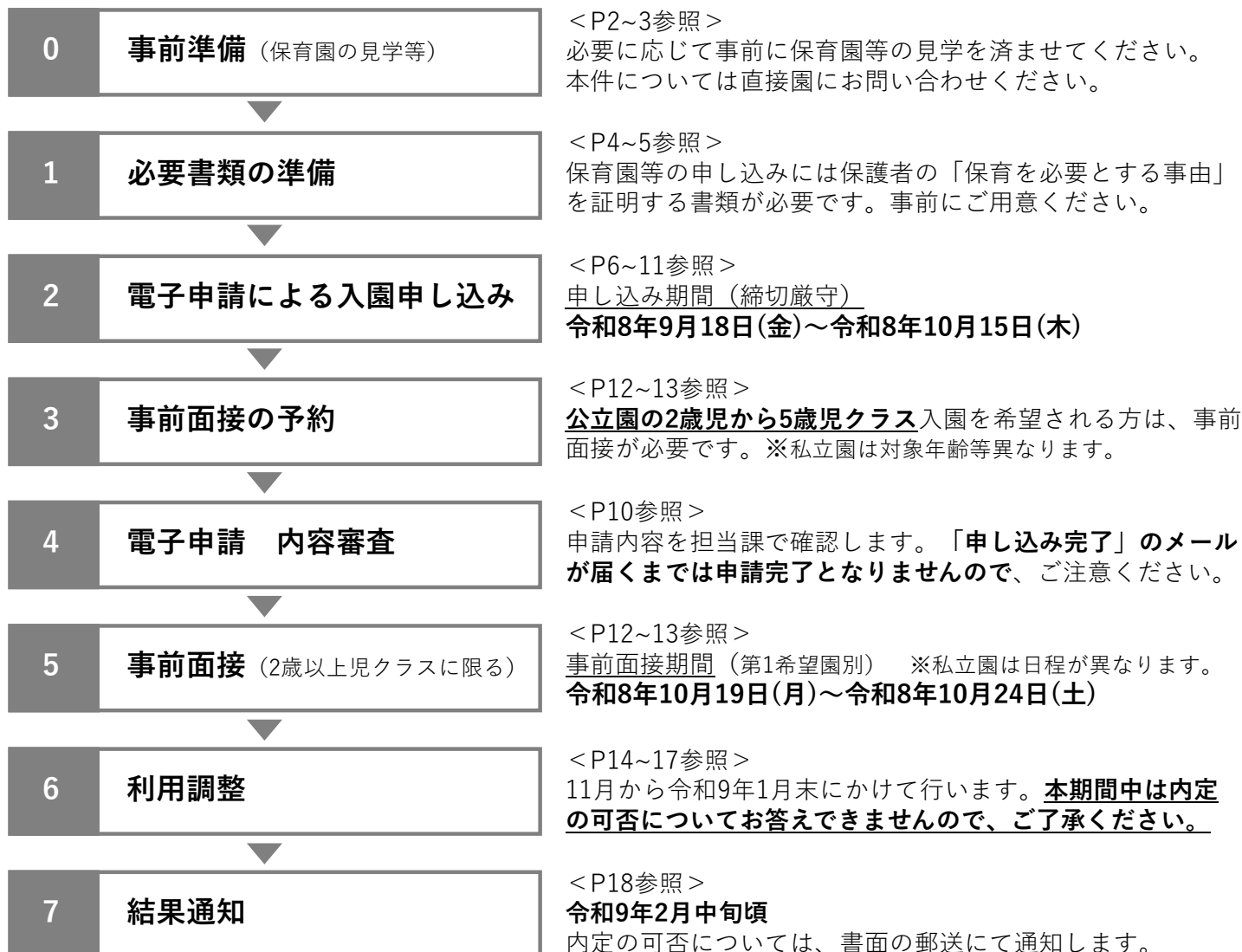


目 次

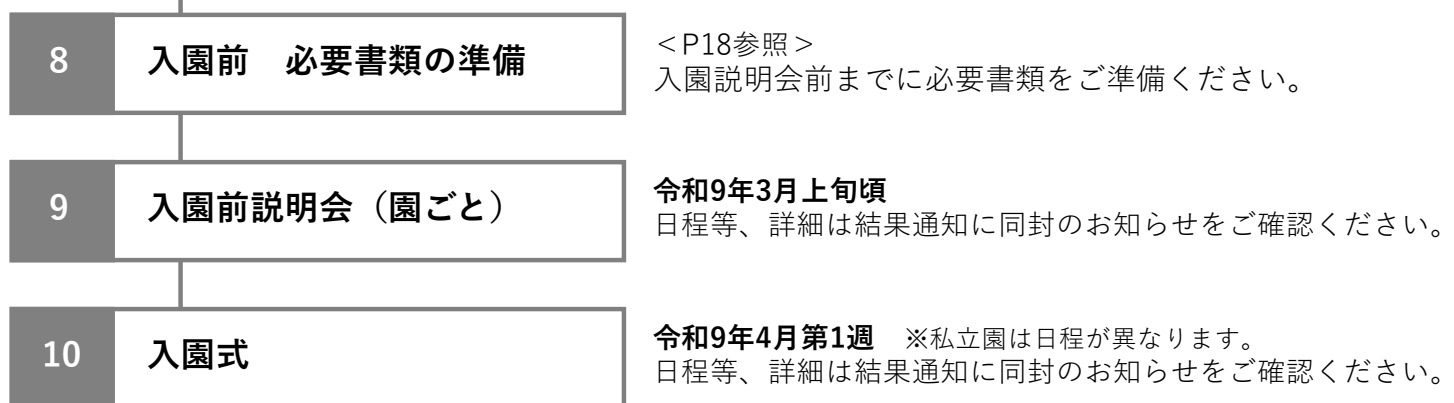
1. 入園申し込みから入園までの流れ	P1
2. 伊那市の保育施設について	P2
3. 保育施設への入園申し込み方法	P6
4. 事前面接について	P12
5. 利用調整について	P14
6. 結果通知とその後の流れ	P18
7. 入園後について	P19
8. 保育料について	P21

1. 入園申し込みから入園までの流れ

保育園等への入園を検討



内定園への入園 または あきまち



入園 (ならし保育開始) <P19~P23参照>
2週間程度

◎年度途中からの入園予定の場合

4月入園者と同様、内定通知書に記載の「内定利用期間」の始期が、
ならし保育開始日となります。入園式にご参加いただく必要はありません。

2. 伊那市の保育施設について

保育園とは

保育園は、保護者が就労や病気などにより児童を保育できない間、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。保育園への入園を希望する場合、次の要件を全て満たす必要があります。

- ①入園（希望日）時点で伊那市に住民票があり、居住※¹していること。
- ②保護者の双方が「保育を必要とする事由※²」のいずれかに該当し、家庭において児童の保育ができないと認められること。（保育の必要性の認定）

集団生活を経験させたい、幼児教育の場として利用したいという理由だけでは入園できません。

（※1）里帰り出産等、特別な事情が認められる場合は、「広域保育」の利用申し込みが可能です。

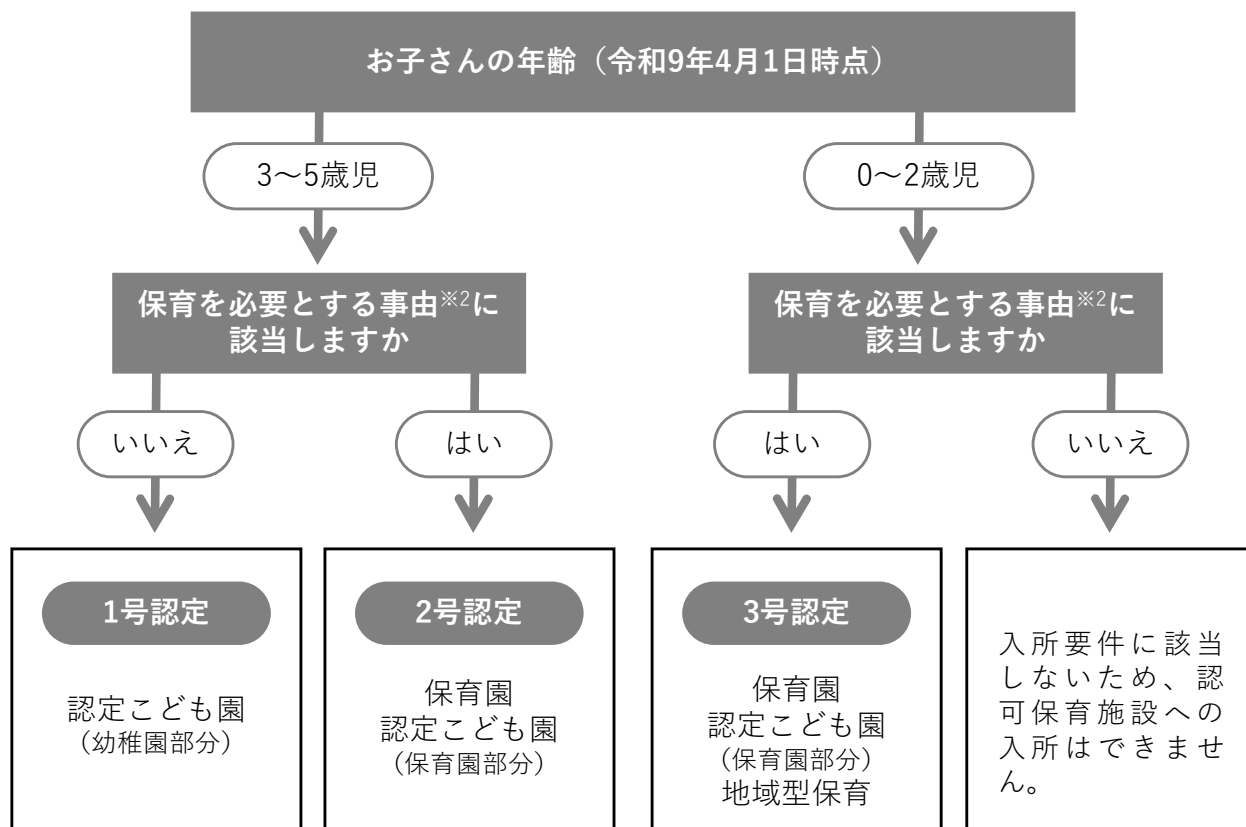
（※2）詳しくはP4~5をご参照ください。

保育の必要性の認定

保護者からの申請を受け付けた後、市は子ども子育て支援法に基づき、「保育の必要性」や「保育の必要量」「保育所を利用する期間」を認定します。（支給認定）

児童の年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定の3つの区分に分けられ、区分ごとに利用できる施設や時間が異なります。

認定区分と利用できる施設



伊那市内の保育施設一覧

NO.	保育園名	定数	入園が 可能な年齢	開園時間	土曜保育 実施園	郵便 番号	地番	地区	電話番号 (局番0265)
公立保育園									
1	竜北保育園	110	満1歳～	7:30～18:30		396-0023	山寺1499番地7	山寺区前橋町	72-4630
2	竜西保育園	120	8ヶ月～	7:30～19:00	○	396-0025	荒井4408番地2	荒井区上荒井	72-6210
3	竜南保育園	90	満1歳～	7:30～18:30		396-0026	西町6328番地1	西町区沢	72-5324
4	伊那西部保育園(休園)	60				396-0032	小沢7788番地3	小沢区中小沢	
5	竜東保育園	220	満1歳～	7:30～18:30	○	396-0014	狐島4255番地2	狐島区東	72-4415
6	伊那北保育園	120	満1歳～	7:30～19:00		396-0005	野底7913番地	野底区第一	78-2942
7	上の原保育園	200	2か月～	7:30～19:00		396-0008	上の原6066番地	上の原区	72-0577
8	富県保育園	90	満1歳～	7:30～18:30		396-0621	富県6562番地1	富県北福地区	72-5494
9	新山保育園	40	満1歳～	7:30～18:30		396-0621	富県523番地1	富県上新山区	72-5492
10	美篤保育園	150	満1歳～	7:30～18:30	○	396-0111	美篤5437番地2	美篤中県区	72-6060
11	美篤西部保育園	120	満1歳～	7:30～18:30		396-0111	美篤9598番地	美篤下川手区	78-2306
12	手良保育園	80	満1歳～	7:30～18:30		396-0003	手良野口253番地	手良野口区	78-3070
13	東春近保育園	150	満1歳～	7:30～18:30	○	399-4432	東春近932番地	東春近中組区	72-5837
14	西箕輪保育園	170	満1歳～	7:30～18:30		396-0041	西箕輪3900番地138	西箕輪大萱	78-3402
15	西箕輪南部保育園	60	満1歳～	7:30～18:30		396-0041	西箕輪5044番地	西箕輪上戸区	73-4033
16	西春近北保育園	120	満1歳～	7:30～18:30		399-4431	西春近199番地	西春近小出一区	72-3263
17	西春近南保育園	90	満1歳～	7:30～18:30		399-4431	西春近7518番地6	西春近表木区	72-3264
18	高遠保育園	120	6か月～	7:30～19:00	○	396-0211	高遠町小原442番地	高遠町河南小原区	94-2209
19	高遠北おやまの保育園	45	1歳6か月～	7:30～18:30		396-0301	高遠町藤沢2255番地	高遠町藤沢荒町	96-2102
20	長谷保育園	60	満1歳～	7:30～18:30		396-0402	長谷溝口1317番地	長谷溝口	98-2291
私立保育園									
21	伊那保育園	60	満1歳～	7:30～18:30	～15:00	396-0023	山寺3187番地	山寺区 八幡町	72-3486
22	つくしんぼ保育園	60	2か月～	7:00～19:00	○	396-0022	御園587番地2	御園区中部	78-4157
私立認定こども園									
23	伊那緑ヶ丘幼稚園	117	6か月～	7:30～19:00	～12:30	396-0026	西町7227番地2439	西町区	76-0033
24	緑ヶ丘敬愛幼稚園	111	6か月～	7:30～19:00	～12:30	396-0014	狐島3950番地	狐島区南	76-0035
25	敬愛+CARE	41	6か月～	7:30～19:00	～12:30	396-0014	狐島3950番地	狐島区南	98-8088
26	天使幼稚園	105	満1歳～	7:30～18:00		396-0022	御園877番地1	御園区白山	72-4860
27	山の遊び舎はらぺこ	23	満2歳～	相談に応じて		396-0004	手良中坪1452-1	手良中坪	76-3341
家庭的保育事業									
28	はらぺこもりのぺこちゃん	4	6か月～	相談に応じて		396-0022	手良中坪1452-1	手良中坪	76-3341
認可外保育施設									
29	アーク保育園		生後100日 ～2歳児	8:00～18:00		396-0012	上新田2401-1	上新田	96-0245

保育施設への入園要件（保育を必要とする事由）

保育施設へ入園できる児童は、保護者双方が保育を必要とする事由のいずれかに該当し、家庭において児童の保育ができないと認められる必要があります。（保育の必要性の認定）

01

就労

条件

月64時間以上の就労を常態としていること

目安

- ①会社勤務の場合・・・1日4時間以上かつ週4日以上勤務
- ②自営業の場合・・・同上
- ③農業の場合・・・従事者1人につき田30aまたは畑20a
年間就労日数200日以上

必要書類

- ①会社勤務の場合・・・就労証明書※1
- ②自営業の場合・・・就労証明書※1
事業を証明するもの※2
収入を証明するもの※3
- ③農業の場合・・・就労証明書※1
収入を証明するもの※3

（※1）様式は市指定のもの、かつ証明日が2ヶ月以内のものに限ります

（※2）開業届や営業許可証の写し 等

（※3）源泉徴収票や就労者の確定申告（控）の写し 等

留意事項

【重要】育児休業からの復帰を予定されている方へ

ならし保育期間（2週間程度）を考慮し、復職（予定）日のおよそ2週間前から、入園（ならし保育開始）が可能です。保育施設ごとに「入園が可能な年齢」が異なりますので、お子さまの実年齢に留意のうえ、入園（ならし保育開始）希望日および復職（予定）日をご検討ください。なお、お子さまの心身の負担を軽減するため、**ならし保育を必ず実施します。**

（例）10月1日（子が1歳の誕生日）から復職予定の場合

9月17日以降から入園を希望することが可能

ただし、希望園の「入園が可能な年齢」が満1歳の場合は不可

また、4月入園を希望される場合、入園（ならし保育開始）ができる最短の日は入園式の翌日となりますので、ご注意ください。

02

妊娠・出産

条件

出産予定日の2ヵ月前から出産3ヵ月後の月末※までの期間
（多胎児は予定日の4ヵ月前から出産6ヵ月後の月末まで）

※令和9年度変更予定

必要書類

母子手帳の写し（母の氏名および出産予定日が確認できる箇所）

03

疾病・障害

条件

保護者が病気あるいは負傷、心身の障害で児童の家庭内保育が困難な場合

必要書類

障害者手帳等の写しや医師の診断書、その他証明書類

04

介護・看護

条件

親族等の介護を理由に児童の家庭内保育が困難な場合

必要書類

被介護者の障害者手帳や介護保険被保険者証等の写し、医師の診断書のいずれか

05

災害復旧

条件

地震、災害、風水害等に遭い、その復旧にあたっている場合

必要書類

罹災証明書等

06

求職活動

条件

求職活動を継続的に行っている場合（内定、起業準備含む）
 ※入園後3ヵ月以内の就労（就労証明書の提出）が必須となり、**証明書の提出が確認できない場合は退園していただきます。**

必要書類

求職活動報告書

07

就学

条件

職業訓練校や大学等に就学している場合（趣味の講座等は不可）
 ※月に64時間以上の就学時間が確認できること

必要書類

学生証の写しおよび時間割表（カリキュラム）の写し

08

虐待・DV

条件

虐待やDVのおそれがあり、家庭で養育が困難な場合

必要書類

なし

留意事項

伊那市役所子育てサポート課までご相談ください

09

家庭内保育

条件

入園する児童のほかに0から2歳児を家庭内保育している場合
 ※3から5歳児の入園に限る

必要書類

なし

留意事項

証明書類等の内容に虚偽が発覚した場合は**退園していただきます。**



入園後に保育の必要性がなくなった場合は**退園していただきます。**



保育施設へ在籍中に保育を必要とする事由や、婚姻等で家庭状況に変更が生じた場合は、変更後**2週間以内を目安に速やかに**届出をしていただく必要があります。必要書類※を全て揃えて、在籍園へ提出してください。（※家庭状況変更届＋各保育を必要とする事由ごとの証明書類）



保育必要量の変更（短時間認定⇄標準時間認定）を希望する場合は、原則、**変更が生じる月の前月20日までに**届出が必要です。



保育必要事由や保育必要量の変更について、期限までの届出が確認できない場合は、**遡っての認定の変更は行いません。**また、届出審査に基づいて支給認定の決定を行うため、必ずしも希望する保育必要事由または保育必要量に変更できるとは限りませんのでご了承ください。



届出の内容によっては、利用者負担額（保育料）や支給認定事由が変更となる場合があります。担当課において手続きができ次第、該当する方へ「利用者負担額変更通知書」または「支給認定変更通知書」を在籍園経由で送付いたしますので、ご確認ください。

3. 保育施設への入園申し込み方法

必要書類の事前準備

次の点にご留意いただき、保護者の「保育を必要とする事由」に関する証明書類を事前準備のうえ、申請にお進みください。

- (1) 必要書類によっては、発行までに時間を要する場合があります。特に、就労証明書は勤務先が作成する書類です。早めにご依頼、ご準備をお願いします。
- (2) 申し込みの締切りまでに必要書類の提出および書類の整合性の確認ができなかった場合は、申請を受理できません。申請内容確認が必要な場合は、申し込み仮受付後、担当課より「不備確認メール」を送付いたしますので、必ずご確認ください。
- (3) 書類の整合性の確認のため、勤務先に連絡する場合があります。
- (4) **原則、締切り後の変更の申し出は受け付けません。**

なお、各種必要書類の様式は、市公式ホームページに掲載のものを
ご活用いただくか、窓口（伊那市役所こども政策課保育係）でお渡し
できます。いずれかの方法でお手元にご用意ください。

様式の
ダウンロードは
こちらから



申し込み受付期間

一斉申し込み

令和8年 9月18日

金



令和8年 10月15日

木

厳守

電子申請には、インターネット接続が可能なパソコンまたはスマートフォンが必要です。電子申請が困難な場合は、こども政策課保育係までご相談ください。

上記期間内に手続きが間に合わなかった申し込みについては、**期限外の申請**として取り扱います。この場合、一斉申し込みの結果通知送付後に利用調整を行うため、2月中旬以降の結果通知となります。

なお、**3歳未満児クラスに関しては、希望園への入園が困難**となっております。上記期限外に申し込みをされた方については、あき待ちとなる見込みが大変高くなりますので、ご注意ください。

育児休業の延長を希望される方へ

厚生労働省より、令和7年度から育児休業給付金の支給延長手続きを厳格化する旨が通達されました。このことから、**入所保留（給付金の延長）を目的**とした入園申し込みは行えません。

ただし、利用調整の結果、希望施設に入園できず、育児休業を延長せざるを得ない場合は「入所不承諾通知書」を交付しますので、こども政策課保育係までご申請ください。

また、申請の際に、育児休業取得の延長に関する設問に対して、「はい（延長取得ができる）」と回答した場合、利用調整にかかる指数※を「3点」として調整を行います。本点数に基づいて利用調整を行った結果、入所不承諾となった場合についても、「入所不承諾通知書」を交付します。

なお、**以下の場合は「入所不承諾通知書」を発行いたしかねます**ので、ご注意ください。

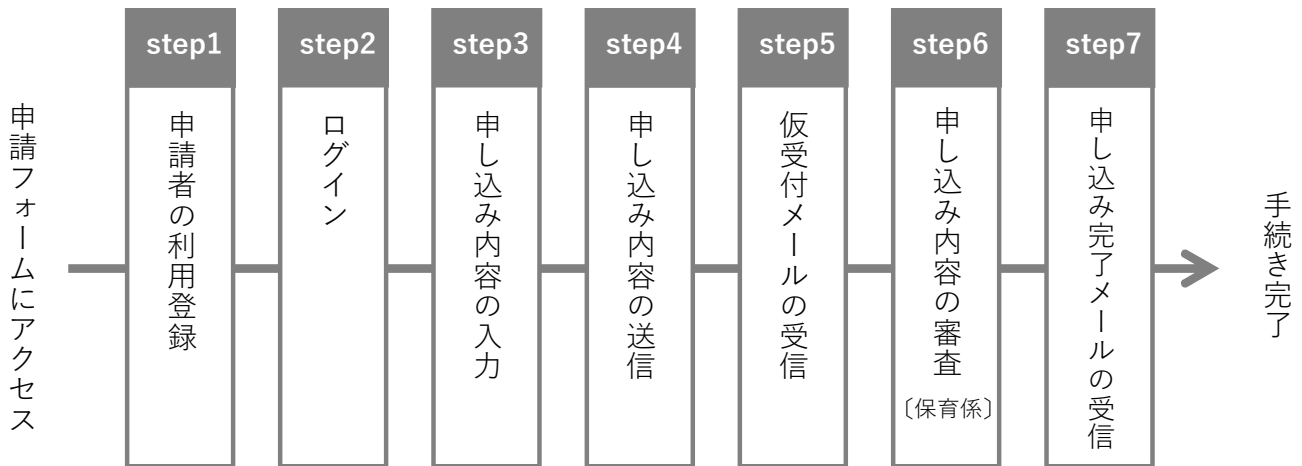
(1) **受付期間内に申請を行わなかった場合**

(2) 申請の際に、育児休業取得の延長に関して「はい（延長取得ができる）」と回答したが、希望する施設に欠員があり、内定となった場合

(※) 詳しくはP14~P16をご参照ください

申請の流れ

申請は以下の流れで行います。



申請フォームへのアクセス方法

- 1 検索サイト等で「伊那市公式ホームページ」へアクセス

伊那市 公式ホームページ



または

QRコードを読み込むと
⑤のサイトに飛ぶことが
できます。



- 2 「くらし・行政」から「子育て・教育」に入り、「保育園・幼稚園・認定こども園」を選択
(スマートフォン・タブレットの場合は画面右上のメニューをタップすると表示されます)
- 3 「保育園等の手続き制度について」を選択
- 4 「令和9年度保育園等への入園について」を選択
- 5 本ページ内「◎電子申請はこちらから」のURLを選択
(※検索サイト等で「令和9年 保育園 伊那市」を検索すると本ページ「令和9年度保育園等への入園について」が上位にヒットします)

step1.申請者（保護者）の利用登録

⑤登録いただいたメールアドレス宛に【city-ina-nagano@apply.e-tumo.jp】から登録手続き用のURLが記載されたメールが届きます。URLにアクセスして利用者登録を行ってください。メールが届かない場合は、受信設定を確認してください。

①「利用者登録される方はコチラ」を選択

②利用規約をご確認のうえ、「同意する」を選択

③個人を選択

④メールアドレスを入力し「登録」を選択

The screenshots show the user registration process. The first screenshot shows the '利用者管理' (User Management) page with a link to '利用者登録される方はコチラ' (Click here for user registration). The second screenshot shows the '利用者ID入力 (利用者登録)' (Enter User ID (User Registration)) page where the user selects '個人' (Individual) and enters their email address to complete the registration.

step2.ログイン

利用者登録が完了したら、再度、「申請フォームへのアクセス方法（ページ参照）」の手順で申請フォームへアクセスし、利用者ID（登録したメールアドレス）とパスワード（利用者登録の際に設定したもの）を入力してログインしてください。

なお、申請の入力項目は以下のとおりです。あらかじめ保育を必要とする事由の証明書類を**写真で撮影またはPDF化**していただくと、スムーズに手続きを進めていただけます。

1	☐ はじめに	☐ 申請に関する確認事項 ☐ 申請者（納付義務者）の氏名、住所
2	☐ お子さま	☐ 入園を希望するお子さまの氏名、生年月日等
3	☐ 希望園	☐ 注意事項 ☐ 入園を希望する園 ☐ 保育期間等 ☐ 育児休業明けの申し込みに関する意向 ☐ きょうだい児の申し込みに関する意向
4	☐ 家庭状況	☐ 転入、転居について ☐ 生活保護の有無 ☐ ひとり親世帯、在宅障害者（児）について
5	☐ 保護者1	☐ 1人目の保護者（納付義務者）の基本情報 ☐ 保育士資格の有無 ☐ 保育を必要とする事由
6	☐ 保護者2	☐ 2人目の保護者の基本情報 ☐ 保育士資格の有無 ☐ 保育を必要とする事由
7	☐ きょうだい	☐ 生計を一にしているきょうだいの基本情報 ☐ 就園、就学等の状況
8	☐ 発達や健康について	☐ 入園を希望する子の発達や健康状態
9	☐ さいごに	☐ 入園に関する同意事項 ☐ 申請後の注意事項

注意事項

- （1）入力途中で一時保存を行うことができますが、お使いの環境（PC・スマートフォン等）によって動作が異なりますので、自己責任で利用してください。
- （2）2人以上の子どもを同時申し込みする場合は、1人ごとの申請となりますのでご注意ください。
- （3）申し込み内容等に虚偽があった場合は、入園を取り消す場合があります。

step3.申し込み内容の入力

(1) 設問について

設問によっては、次のようなアイコンが表示されます。ご留意のうえ、回答を進めてください。

必須

…必須項目のため、入力漏れがあると申請登録ができません。

選択肢の結果によって入力条件が変わります

…関連項目の内容により表示／非表示が変わります。

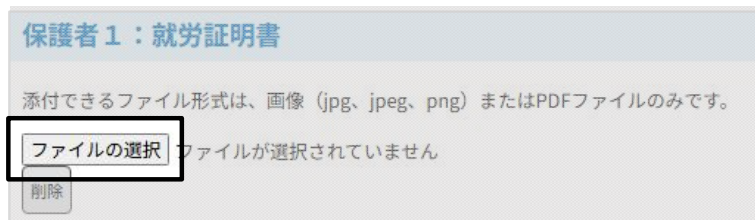
(2) 必要書類のアップロード（添付）について

「保護者1」「保護者2」の項目では、保育を必要とする事由の証明書類をそれぞれアップロードしていただきます。事由ごとに必要な証明書類はP4~5をご確認ください。アップロードが可能なファイル形式は写真（jpg/jpeg/png）またはPDFのみです。

証明書類の修正を依頼する場合がありますので、原本は必ず保管しておいてください。

証明書類のアップロードの方法

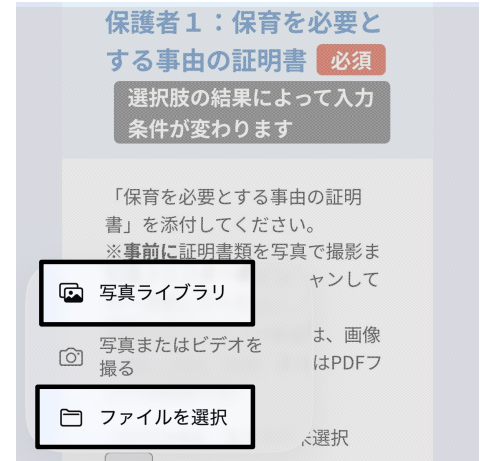
<パソコン版の画面>



①パソコン版の場合、「ファイルの選択」を押すと、写真またはPDFの選択が可能になります。

②スマートフォン版の場合、「写真ライブラリ」を押すと撮影した写真の選択、「ファイルを選択」を押すとPDFの選択が可能になります。

<スマートフォン版の画面>



添付ファイル（写真またはPDF）の容量が合計20MBを超えると添付できません。

エラーが表示される場合は、ファイルサイズの縮小をお願いいたします。

例）カメラ機能の設定変更、ファイル圧縮（サイトやアプリの活用） 等

【参考】 以下のように検索すると、ファイル縮小を行えるサイトにヒットします。

ファイル容量 縮小 写真



※アプリやサイトの活用に関しては自己責任をお願いいたします。

証明書類の添付が困難な場合は、申請受付期間中に、こども政策課保育係までご連絡ください。

step4.申し込み内容の送信

全ての必要項目の入力が終わりましたら、ページ下部の「確認へ進む」を選択してください。最終確認画面が表示されるので、申込内容を確認のうえ、ページ下部の「申込み」を選択してください。

申し込みが完了すると「令和9年度保育園等入園申し込みを仮受付しました」というメッセージが表示されます。



必要項目が未入力の場合エラーが発生します。黄色く表示されたエラー項目を入力・修正してください。全てのエラーを修正しないと申し込みが行えませんので、ご注意ください。

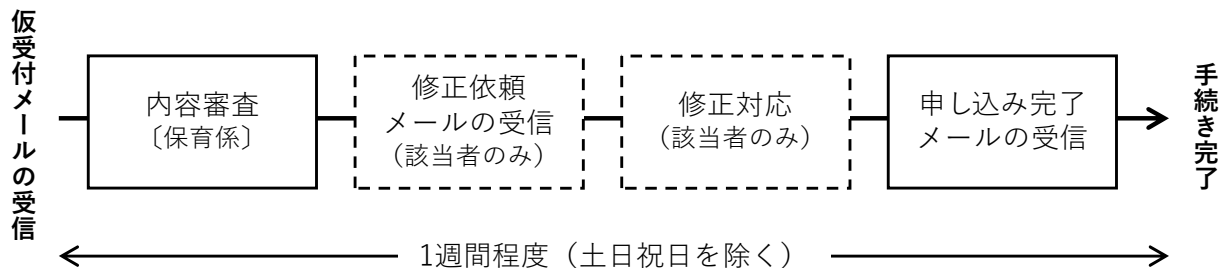
step5.仮受付メールの受信

申し込みが完了すると、「【重要】仮受付のお知らせ」がメールで届きます。本メールには、事前面接の予約や申請内容の修正に必要な【整理番号】および【パスワード】が記載されています。必ず受信の有無を確認し、大切に保存しておいてください。なお、この時点では申し込みは正式に完了していません。

※申請画面上で「令和9年度保育園等入園申し込みを仮受付しました」というメッセージが表示されたにも関わらず、メールが受信できない場合は、こども政策課保育係までご連絡ください。

step6.申し込み内容の審査〔保育係〕

<仮受付メール受信から申し込み完了メール受信までの流れ>



こども政策課保育係で、申請内容や証明書類の確認を行います。内容に不備がある場合、修正依頼メールを送信しますので、修正期日までに修正手続きを行ってください。

【例】就労証明書の必要事項の不足、添付書類が不鮮明、復職日に対し入園希望日が適切でない 等

特に就労証明書の修正依頼が届いた場合、勤務先で改めて作成をしていただくこととなり、時間を要するものになりますので、余裕をもって申請を行ってください。

！ 受付期間中に修正手続きが完了しない場合は、申し込みが期限外の扱い(P7参照)となります。

step7.申し込み完了メールの受信

内容に問題がない場合、または修正対応をしていただいた後、「【重要】申し込み完了のお知らせ」が届きます。こども政策課保育係より順次送付します。（仮受付メールの受信から1週間程度（土日祝日を除く）かかる場合があります。）以上で申請手続きが完了となります。

※申し込み完了メールが届いた後は、ながの電子申請サービス上では修正ができません。内容修正を行いたい場合は、受付期間中にこども政策課保育係までご連絡ください。

申請内容の修正方法

【重要】仮受付のお知らせ

受信トレイ



<申請内容の修正・確認をされる場合>

◆パソコン、スマートフォンはこちらから

https://apply.e-tumo.jp/city-ina-nagano-u/inquiry/inquiry_initDisplay

①

仮受付メール本文に記載のURLを選択

②

交付された【整理番号】と【パスワード】を入力して「照会する」を選択

※1申請につき整理番号とパスワードを交付

③

ページ下部の **修正する** から修正してください

※その他のメニューを選択すると、既に申請した内容がリセットされてしまいます

2人目以降の申請を行う場合

2人以上のきょうだいの申請を同時に行う場合は、**1人目で行った申請の内容をコピーして利用することができます**。1人目の申請に対して申し込み完了メールが届く前であっても、コピー機能が利用できますので、ご活用ください。

【重要】仮受付のお知らせ

受信トレイ



<申請内容の修正・確認をされる場合>

◆パソコン、スマートフォンはこちらから

https://apply.e-tumo.jp/city-ina-nagano-u/inquiry/inquiry_initDisplay

- 1 仮受付メール本文に記載のURLを選択
- 2 1人目の申請で交付された【整理番号】と【パスワード】を入力して「照会する」を選択
- 3 ページ下部の **再申込する** を選択
- 4 1人目の申請内容が入力されたフォーマットが表示されます。内容を2人目以降の情報に修正し、1人目と同様の流れで申請を完了してください。

コピー機能を利用して申請を行う場合の注意点

- (1) 項目「お子さま」は2人目以降のお子さまの情報に修正してください。
- (2) きょうだいで希望園が異なる場合は、項目「希望園」を修正してください。
- (3) 申請するお子さまによって、保護者の保育を必要とする事由が異なる場合があります。必要に応じて項目「保護者1」または「保護者2」の「基礎指数要件」を修正してください。

【例】3歳児と0歳児のきょうだいの申請を同時に行い、入園希望日が異なる場合

0歳児・・・実年齢が1歳に達した日に入園を希望、保育の要件は「就労」

3歳児・・・4月入園希望、下の子が入園次第、復職を予定

保育の要件は下の子が入園するまで「下の子の育児」

- (4) 項目「きょうだい」は1人目の情報を追加し、申請を行うお子さまの情報は削除してください。
- (5) 項目「発達や健康について」は2人目のお子さまの情報に修正してください。

申請内容を印刷する方法

【重要】仮受付のお知らせ

受信トレイ



<申請内容の修正・確認をされる場合>

◆パソコン、スマートフォンはこちらから

https://apply.e-tumo.jp/city-ina-nagano-u/inquiry/inquiry_initDisplay

<パソコンの場合>

- ① 仮受付メール本文に記載のURLを選択
- ② 交付された【整理番号】と【パスワード】を入力して「照会する」を選択

<スマートフォンの場合>

- ③ 申込内容照会画面をスクリーンショットし、印刷してください



育児休業給付金延長手続きの際に申請書の写しが必要です。申請後、必ず内容を印刷してください。

4. 事前面接について

公立保育園の場合

公立園への入園を希望する場合、お子さまの発達や健康に関して、保護者とお子さま、第1希望園の園長の3者で事前に面接を行います。所要時間は5分から10分程度です。**事前面接を受けていただかないと申し込みを受理することができない場合がありますので、ご注意ください。**また、本事前面接への参加には、**あらかじめ予約が必要です。**

【対象者】本申請で入園を希望する2歳児から5歳児クラスのお子さまと保護者

【会 場】伊那市役所 1階 多目的ホール

【日 程】第1希望園の日程にお越しください

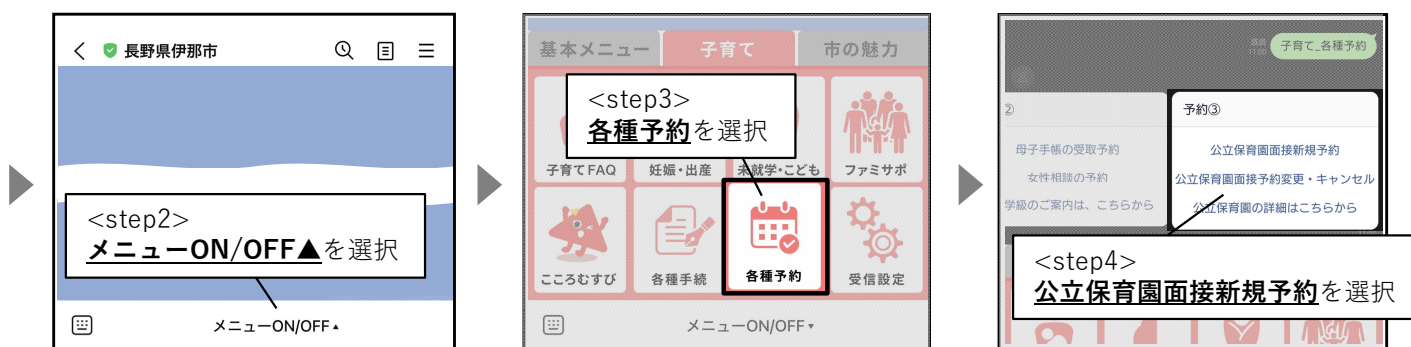
10/19 月	午後1時30分～午後3時30分 伊那北保育園、上の原保育園	
10/20 火	午前9時～午前11時 東春近保育園、富県保育園、新山保育園	午後1時30分～午後3時30分 西春近北保育園、西春近南保育園
10/21 水	午前9時～午前11時 高遠保育園、高遠北おやまの保育園、長谷保育園、伊那西部保育園	
10/22 木	午前9時～午前11時 美簗保育園、美簗西部保育園、西箕輪保育園	午後1時30分～午後3時30分 竜北保育園、竜西保育園、竜南保育園
10/23 金	午後1時30分～午後3時30分 竜東保育園、手良保育園、西箕輪南部保育園	
10/24 土	午前9時～午前11時 全園対象（希望園の日程に都合のつかない方）	

予約方法

【予約受付期間】令和8年9月18日(金)～令和8年10月15日(木)（入園申請と同様の期間）

【予約までの流れ】

<step1>伊那市公式ラインをともだち登録、トーク画面を開く（ラインID：@174kij）



<step5> 必要事項の入力と日時の予約 ※仮受付メールに記載の【整理番号】が必要となります。

！ 事前面接の予約時間は、あくまで会場へお越しいただく目安となります。**呼び出しまでに30分ほどお時間をいただく場合**がありますので、当日は時間に余裕を持ってお越しください。

私立園の場合

私立園への入園を希望する場合も同様に、対象となる家庭については事前面接を行います。面接内容等の詳細については、各園に直接お問い合わせください。

【対象者】本申請で入園を希望する3歳児から5歳児クラスのお子さまと保護者

【会場】各園（一部異なる場合があります）

【日程】各保育施設ごと以下の日程で実施されます

認定こども園 伊那緑ヶ丘幼稚園	10/14 水 ・ 15 木 両日10:00から
認定こども園 緑ヶ丘敬愛幼稚園 および 敬愛+CARE	10/14 水 ・ 15 木 両日13:00から
認定こども園 天使幼稚園	11/9 月
認定こども園 山の遊び舎はらぺこ	直接園にお問い合わせください
家庭的保育事業 はらぺこもりのぺこちゃん	直接園にお問い合わせください

※伊那保育園、つくしんぼ保育園について、内定前の事前面接は実施しません。

！ 事前予約は不要です。各園の入園説明会で面接のご案内がありますので、必ず入園説明会にご出席ください。出席が難しい場合は、事前に希望園へご相談ください。

入園説明会の日程

各園で入園説明会を実施しています。入園を検討している場合は、必ず出席してください。

認定こども園 伊那緑ヶ丘幼稚園	10/6 火 10:30から
認定こども園 緑ヶ丘敬愛幼稚園 および 敬愛+CARE	10/7 水 10:30から
認定こども園 天使幼稚園	9/16 水 ・ 10/14 水 両日 10:45から
認定こども園 山の遊び舎はらぺこ	9/27 日 13:30から
家庭的保育事業 はらぺこもりのぺこちゃん	9/27 日 13:30から

事前面接を実施しないお子さまについて

事前面接を行わなかったご家庭については、公立園および私立園いずれの場合も、入園前に事前面談を実施します。入園希望日の約1ヶ月前に内定園の園長から面談の実施についてお電話をしますので、あらかじめご了承ください。

なお、事前面接対象外の4月入園希望のご家庭については、入園前説明会の場で面談を実施させていただきます。

5. 利用調整について

利用調整とは

保育園や認定こども園といった保育施設は、部屋面積や保育士の数に基づき受入れ園児数の上限があります。そのため、受入れが可能な園児数を超えて入園の申し込みがあった場合は、保育の必要性が高い家庭を優先して入園を決定します（利用調整）。保育の必要性は、「利用調整指数表」に基づいて家庭の状況を「点数化」します。この点数のことを「利用調整指数」といいます。

利用調整指数について

「利用調整指数」は、「基礎指数」と「加減指数」の合計で決定します。それぞれの指数の内容は以下のとおりです。具体的な指数については、P16～P17をご確認ください。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{利用調整指数} & = & \text{基礎指数} & + & \text{加減指数} \\ \left(\begin{array}{c} \text{保育の必要性の指数} \end{array} \right) & & \left(\begin{array}{c} \text{保育を必要とする事由} \end{array} \right) & & \left(\begin{array}{c} \text{保育の事由を除き} \\ \text{考慮すべき家庭状況} \end{array} \right) \end{array}$$

【例】〔入園を希望する子ども〕上のきょうだいが在籍している園に入園を希望する1歳児
〔保護者1〕保育を必要とする事由が「就労（月160時間以上）」
〔保護者2〕保育を必要とする事由が「就労（月140時間以上）」、育児休業終了に伴い復職

$$\begin{array}{ccccccc} 20 & + & 18 & + & 10 & + & 15 \\ \text{(160時間以上の就労)} & & \text{(140時間以上の就労)} & & \text{(育児休業終了に伴う復職)} & & \text{(きょうだいの在籍園を希望)} \\ & & & & = 63\text{点} & & \text{(利用調整指数)} \end{array}$$

なお、利用調整指数が同点となった場合は、「同一指数になった場合の優先度（P17参照）」に基づいて入園内定者を決定します。

利用調整における注意点

利用調整にあたって、以下の点にご留意ください。

- (1) 利用調整の結果、第2希望以下の園への入園、またはあき待ちをしていただくことがあります。
- (2) 近年、3歳未満児クラスの申し込み増加や保育士不足により、**0歳児から2歳児クラスにおいて、希望園（特に第1希望園）への入園が大変厳しい状況となっております。**
- (3) 希望した園以外の入園調整は行いません。入園（通園）が可能な園をできるだけ多く希望してください。
- (4) 利用調整指数の高い順に入園を決定しますが、指数が高いご家庭であっても、希望園の全てにあきがなければあき待ちをしていただくこととなります。
- (5) 電子申請の入力項目「育児休業明けの申し込みについて」で「はい」を選択した場合、**基礎指数および加減指数に関わらず、利用調整指数を3点とします。**（P16「（a）基礎指数表」の「基準外＜希望する保育園に入園できない際は育児休業の延長が許容できる場合＞」に該当）利用調整における優先順位度が低くなりますので、十分に検討のうえ、選択してください。

利用調整のイメージ

【例】受け入れ可能な園児数を各園1名と仮定した際の利用調整

児童	年齢	利用調整指数	第1希望園	第2希望園	第3希望園	決定園
Aさん	1歳児	65点（1番）	●園	▲園	■園	第1希望園
Bさん	1歳児	63点（2番）	●園	▲園	◆園	第2希望園
Cさん	1歳児	50点（3番）	●園	▲園	なし	あきまち
Dさん	1歳児	40点（4番）	■園	●園	▲園	第1希望園
Eさん	1歳児	34点（5番）	▲園	●園	◆園	第3希望園

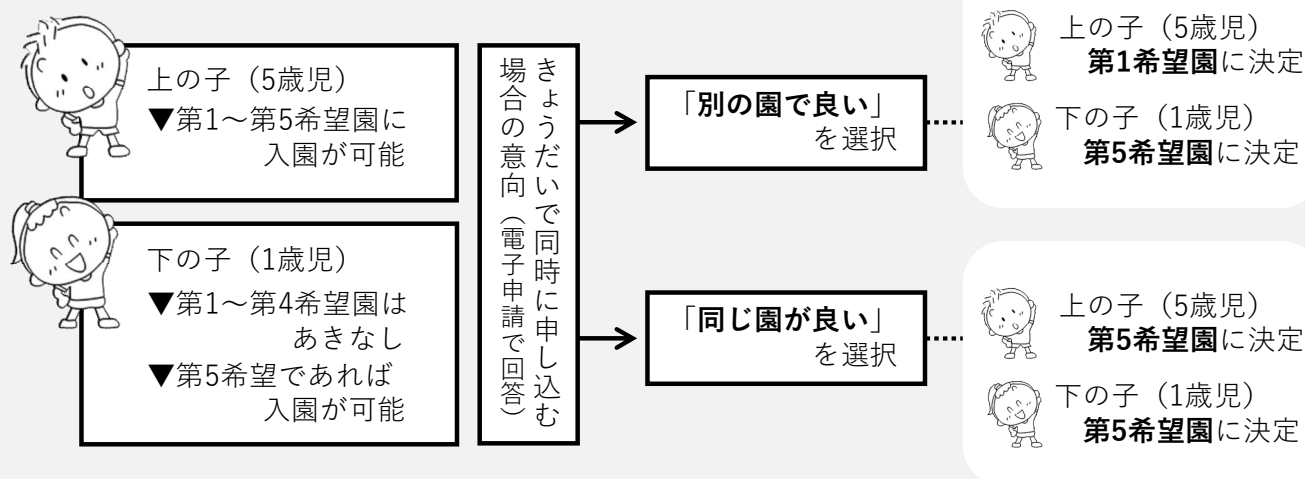
申し込み状況と希望園の選択によっては、上表のとおり、利用調整指数の低い家庭が内定、高い家庭があきまちとなるケース（利用調整指数が5番目のEさんが第3希望に内定、3番目のCさんがあき待ち）が生じます。あらかじめご了承ください。

例年、1園しか希望しなかったものの、入園不承諾となったため希望園を追加したいと申出があるケースが少なくありません。**必ずしも第1希望園に入園できるとは限りませんので、入園（通園）が可能な園をできるだけ多く希望してください。**

一方で、内定が決定した後に「やはり遠方で通園が難しい」といった申出も見受けられます。公正な利用調整に支障をきたしますので、通園の可否を十分にご検討のうえ、申請してください。（転居などやむを得ない場合を除く）

きょうだい同時申請における利用調整

きょうだいの利用調整は、**申請の際の意向**に基づいて行います。



「同じ園が良い」を選択した場合の考え方

	第1希望園	第2希望園	第3希望園	第4希望園	第5希望園
上の子（5歳児）	○	○	○	○	○
下の子（1歳児）	×	×	×	×	○

未満児のきょうだいで同時に保育園等の利用を希望する場合

伊那市保育条例第4条および育休退園制度に基づき、未満児きょうだいは「同時に入園」または「入園保留（同時に家庭内保育）」が原則となります。申請のうちひとりが希望園のいずれにも入園できなかった場合は、きょうだい揃って「入園保留」となります。

利用調整指数表

(a) 基礎指数表

要件		条件（細目）		指数
就 労	会社等に雇用 されている者 または 自営業中心者 農業中心者	月160時間以上の就労		20
		月140時間以上月160時間未満の就労		18
		月120時間以上月140時間未満の就労		16
		月100時間以上月120時間未満の就労		14
		月80時間以上月100時間未満の就労		12
		月64時間以上月80時間未満の就労		10
	自営業協力者 農業協力者	月160時間以上の就労		18
		月140時間以上月160時間未満の就労		16
		月120時間以上月140時間未満の就労		14
		月100時間以上月120時間未満の就労		12
月80時間以上月100時間未満の就労		10		
月64時間以上月80時間未満の就労		8		
申込み時点以降に就労予定、かつ事業主との関係が親族の場合			7	
出産	出産前後のため保育に欠ける者（産前2ヶ月産後3ヶ月※令和9年度変更予定）			20
傷病 障害	入院（おおむね1ヶ月以上の入院）			24
	在宅療養	常時寝たきりまたは絶対安静を要する者		24
		精神疾患や特定疾患により長期療養（1ヶ月以上）を要する者		22
	心身障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級		24
		身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級		22
身体障害者手帳4級以下、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級		18		
介護・看護	月160時間以上、要介護3～5、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、 精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを持つ親族の介護・看護			24
	月120時間以上160時間未満の介護・看護			18
	月80時間以上120時間未満の介護・看護			14
	月64時間以上80時間未満の介護・看護			10
災害復旧	災害復旧			30
求職活動	求職中			4
就学	大学、大学院等			18
	職業訓練校 専修学校等 （月64時間以上 の就学）	月160時間以上の就学		18
		月120時間以上160時間未満の就学		14
		月80時間以上120時間未満の就学		12
		月64時間以上80時間未満の就学		10
下の子の育児	3～5歳児クラスに限り、未満児児童を家庭内保育する場合			4
基 準 外	虐待・DV（警察や社会福祉課・子育てサポート課等関係機関に相談がある）			基礎指数に 関わらず優先
	市長があきらかに家庭内保育を不可と認める場合（行政上必要と判断する事項に限る）			
	保育士資格を有し、伊那市内の保育施設に勤務を希望している場合（誓約書の提出がある場合）			
	希望する保育園に入園できない際は育児休業の延長が許容できる場合 （入園申請の際、育児休業取得延長に関して「はい（延長取得ができる）」と回答された方のみ）			基礎指数・加減指数に 関わらず3点とする

(b) 加減指数表

調整基準			指数
1	世帯状況	生活保護家庭	10
2		ひとり親家庭（父または母の死亡、離別、両親の不在等）	30
3		ひとり親家庭（離婚調停中、行方不明等）	20
4		多子世帯（同一生計の子どもが3人以上いる世帯）	10
5	就労状況	育児休業を延長しており、育児休業終了により復職を予定している場合	10
6		就労状況に関する整合性の不足（自営業に関して、事業を証明する書類の提出ができない場合）	-20
7	障害	子どもが障害を有する場合（障害にかかる手帳の交付を受けている場合）	10
8		保護者が障害を有し、保育を必要とする事由が就労の場合（障害にかかる手帳の交付を受けている場合）	5
9	きょうだいの利用	兄弟姉妹がすでに利用している施設を希望する場合	15
10		兄弟姉妹の新規入園希望を同時に出す場合	10
11	その他	前年度あきまちをしている場合	10
12		現在、第1希望以外の保育園に在園しており、転園を希望する場合	15
13		在園児または卒園児に3ヶ月以上の保育料の滞納がある場合	-20

(c) 同一指数になった場合の優先度

優先順位	条件
1	基礎指数表の点数が高い家庭 (例) 基礎指数20点の家庭 > 基礎指数10点 + 加減指数10点で20点の家庭
2	基礎指数表の優先順位度 ①災害復旧 ②疾病・障害 ③妊娠・出産 ④就労 ⑤介護・看護 ⑥就学 ⑦求職活動、下の子の育児
3	保護者の市町村民税所得割課税額の合計が低い世帯 (未申告または海外赴任等で税情報が確認できない場合、税額を最高額として判断します)

6. 結果通知とその後の流れ

結果通知について

利用調整の結果は、内定またはあき待ちのいずれの場合も、**令和9年2月中旬まで**に結果通知の郵送をもってお知らせします。内定の場合は「**施設利用内定通知書**」、あき待ちをしていただく場合は「**施設利用保留通知書**」を送付しますので、内容を必ずご確認ください。

一斉申し込みの期間内に申し込みが完了した方へ必ず送付する通知です。令和9年2月中旬を過ぎても結果通知が届かなかった場合は、こども政策課保育係までご連絡ください。

なお、利用調整期間中は内定の可否についてお答えできません。また、2月は電話が大変込み合いますので、内定の可否についてはお届けする書面をもってご確認をいただきますよう、ご協力をお願いします。

内定後のスケジュール

施設利用内定通知から入園までの流れは以下のとおりです。



入園前に必要な書類の準備

入園前に提出していただく書類があります。施設利用内定通知書とともに、案内と様式を送付しますので必ずご確認ください。準備に時間を要する場合がありますので、余裕をもってお願いします。

<入園前説明会で提出する書類（公立保育園の場合）>

- (1) 入園同意書（全員）
- (2) 保育予定時間調査票（全員）
- (3) 保育用品注文票（該当者のみ）
- (4) アレルギー疾患生活管理指導表（該当者のみ）
- (5) その他、内定園からのおたよりに準ずるもの

<各自金融機関に提出する書類（公立保育園・私立保育園の場合）>

伊那市税・料金等口座振替依頼書（保育料の引き落としを行う口座の届出）

※金融機関への書類提出から保育料の引き落とし開始までに約2ヵ月ほど時間がかかる場合があります。

※きょうだいともに同じ口座からの引き落としになります。

※上のお子さまで保育料の口座を設定していて納付義務者が同じ場合は、改めてご申請いただく必要はありません。

※私立保育園、認定こども園、家庭的保育事業の保育施設は必要書類や提出時期が異なる場合があります。内定園の案内に従って書類を準備してください。

7. 入園後について

ならし保育について

入園後、お子さまが保育施設に無理なくなじめるよう、ならし保育を行います。期間は登園日扱いとして10日間（午前11時の帰宅を5日間、昼食を食べて午後12時30分の帰宅を5日間）とし、**お子さまの心身の負担を軽減するため必ず実施します。**ならし保育期間の保育料の減額はありません。

保育施設を利用できる時間

保育施設を利用できる時間は、市が決定する「保育必要量」に準じます。保育必要量は「短時間認定」と「標準時間認定」に分けられ、入園申し込みの内容（保護者の就労状況等）に基づいて決定します。市から施設利用内定通知書とともに送付する「支給認定証」をご確認ください。

※支給認定証は伊那市に住民票がある方の方のみの発行となります。未出生、未転入の方については住民票の確認ができ次第、順次郵送します。

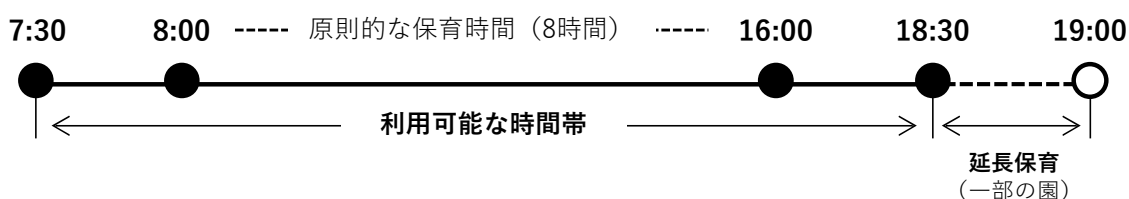
保育必要量

標準時間認定

【保育時間】最長11時間（7時30分から18時30分まで）

【条件】就労時間が保護者ともに月120時間以上の場合

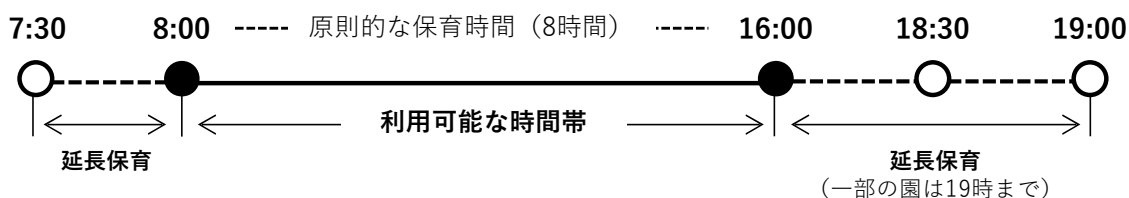
（または8時から16時の範囲外の保育が必要と認められる場合）



短時間認定

【保育時間】最長8時間（8時00分から16時00分まで）

【条件】保護者の就労時間が月64時間以上120時間未満の場合



保育必要量を超える施設利用は「延長保育」の扱いとなり、別途料金がかかります。また、延長保育の実施時間は園ごと異なります。なお、保育必要量の認定は上記を原則とし、家庭の事情や勤務時間体系等による特殊なケースについては、国の指針等に基づき認定します。

※土曜日および日祝日は「原則的な保育時間」が異なります。

※転職や退職等により年度の途中で保育必要量が変わる場合は、別途申請が必要です。

※保育を必要とする事由が「妊娠・出産」の場合、認定期間中＜産前2ヶ月産後3ヶ月後の月末（令和9年度変更予定）＞は保育必要量を自由に選択できます。期間経過後は、短時間認定に変更となりますのでご注意ください。

延長保育について

保護者の事情により保育必要量を超えて施設利用が必要になった場合は、保育時間を延長してお子さまをお預かりします。延長保育が可能な時間は各施設によって異なりますので、詳しくはP3「伊那市内の保育施設一覧」の「開園時間」をご確認ください。

【利用方法】「延長保育申込書」の提出（在籍園へ）

【提出期限】利用開始を希望する月の前月20日まで（遡っての申請や変更は受け付けません。）

【料 金】下記表のとおり（月極または1日単位）

<月極料金>

	利用時間	未満児	幼児
平日	朝・夕30分あたり	1,000円	500円
土曜日	7:30~8:00	750円	370円
	12:00~16:00	1,500円	750円
	12:00~17:00	2,000円	1,000円
	12:00~18:00	2,500円	1,250円
	12:00~19:00	3,000円	1,500円

<1日単位（臨時延長）の料金>

平日 30分 200円

土曜日 30分 250円

請求月 7月/10月/1月/3月

※3か月分の利用料をまとめて翌月に保育料と一緒に請求します。

注意事項

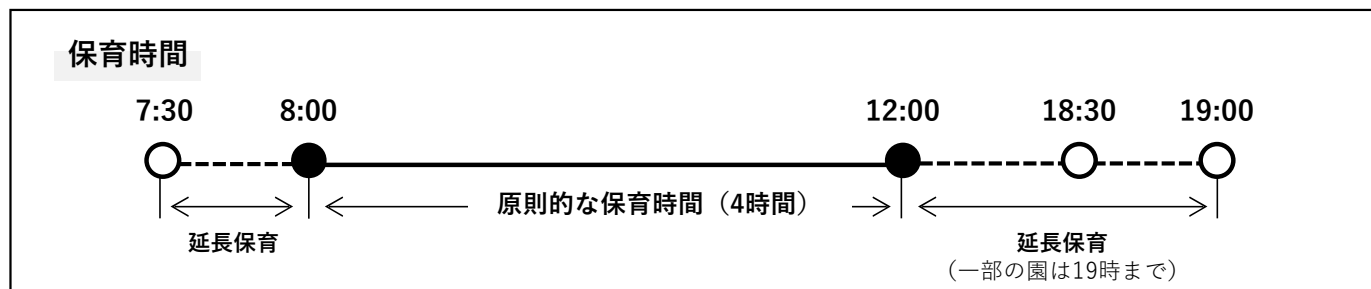
- （1）開始申請後は、利用の有無に関わらず毎月の料金が発生します。利用の中止を希望する場合は、別途、利用中止の届出を提出してください。
- （2）私立園は料金体系等が異なります。詳細は各園にお問い合わせください。

土曜保育について

保護者の就労を理由に土曜日の家庭内保育が困難な場合に限り、拠点園でお子さまをお預かりします。実施園については、P3「伊那市内の保育施設一覧」の「土曜保育実施園」をご確認ください。

【利用方法】事前登録（在籍園に申出してください）

【条 件】原則、保護者の就労が理由で家庭内保育が困難な場合のみ



休日保育について

保護者の就労を理由に日祝日の家庭内保育が困難な場合に限り、お子さまをお預かりします。

【利用方法】事前登録（在籍園に申出してください） 【実施園】上の原保育園

【対象児童】満1歳以上 【条 件】原則、保護者の就労が理由で家庭内保育が困難な場合のみ

【実施時間】保育必要量に準ずる ※平日延長保育を申請している場合は、希望に応じて延長保育を実施します。

【料 金】0歳児600円/1歳児500円/2歳児400円/3歳児以上300円

（利用日前後一週間以内に振り替えで平日に児童を休ませた場合は、料金は発生しません。）

8. 保育料について

保育料の算定

保育料は両親の市町村民税所得割額を合算したもので階層を決定し、基本保育料一覧（P22参照）に基づいて算定します。また、前期（4月～8月）と後期（9月～翌年3月）で基準となる税額の年度が異なり、下記のスケジュールで保育料を決定して通知書を送付します。（在籍園経由または郵送）
なお、保育料の基準となる市町村民税所得割額は、**税額控除前の金額**です。



【例】令和9年度の保育料の場合

前期保育料：両親の令和8年度市町村民税所得割額に基づき算定
後期保育料：両親の令和9年度市町村民税所得割額に基づき算定

保育料軽減措置について

伊那市では、3歳以上児の副食費を無償としています。また、基本保育料についても、国の制度に加えて、独自の減免措置を行っています。

< 国と伊那市の保育料軽減制度 >

市町村民税所得割額		第1子	第2子	第3子以降
57,700円未満 階層(3-2)(4-2)(5-2)	国	満額	半額	無料
	市	半額	無料	無料
77,101円未満※ 階層(3-1)(4-1)(5-1)(6-1)(7-1)	国	3,000円または4,000円	無料	無料
	市			
57,700円以上 階層(6-2)～(15-2)	国	満額	満額	満額
		満額	半額 (きょうだい同時在園の場合)	無料 (きょうだい同時在園の場合)
	市	満額	半額	無料

※国基準に基づき、階層が○-1の世帯は「基本保育料 別表（P23）」に基づいて保育料を決定します。

その他減免措置

- (1) 延長保育料については、2人目以降が減額になる特例はありません。ただし、ひとり親世帯は半額となります。
- (2) **園児本人の病気・けがによる理由**で保育園を休んだ場合に限り、25日以上連続で欠席した際は月額保育料の100%減額、11日以上連続で欠席した際は50%の減額になります。減額の適用は申請が必要となりますので、在籍園にご相談ください。

基本保育料（副食費）一覧

（令和8年9月時点）

階層	定 義			保育料(副食費)月額(円)			
				短時間認定		標準時間認定	
				3歳未満児 クラス	3歳以上児 クラス	3歳未満児 クラス	3歳以上児 クラス
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0	0 (0)	0	0 (0)
2*	市町村民税	市町村民税 非課税	非課税世帯	0	0 (0)	0	0 (0)
3*		所得割非課税	均等割のみの 世帯	10,000	0 (0)	11,000	0 (0)
4*		世帯の 所得割額	48,600円未満	12,000	0 (0)	13,000	0 (0)
5*			48,600円以上 57,700円未満	14,000	0 (0)	15,000	0 (0)
6*			57,700円以上 66,500円未満	16,000	0 (0)	17,000	0 (0)
7*			66,500円以上 77,101円未満	18,000	0 (0)	19,000	0 (0)
8			77,101円以上 97,000円未満	21,000	0 (0)	22,000	0 (0)
9			97,000円以上 122,200円未満	27,000	0 (0)	28,000	0 (0)
10			122,200円以上 148,000円未満	28,000	0 (0)	29,000	0 (0)
11			148,000円以上 169,000円未満	29,000	0 (0)	30,000	0 (0)
12			169,000円以上 220,500円未満	31,000	0 (0)	32,000	0 (0)
13			220,500円以上 301,000円未満	33,000	0 (0)	34,000	0 (0)
14			301,000円以上 397,000円未満	35,000	0 (0)	36,000	0 (0)
15			397,000円以上	37,000	0 (0)	38,000	0 (0)

基本保育料（副食費）別表

（令和8年9月時点）

階層	定 義			保育料(副食費)月額(円)			
				短時間認定		標準時間認定	
				3歳未満児 クラス	3歳以上児 クラス	3歳未満児 クラス	3歳以上児 クラス
2	市町村民税	市町村民税 非課税	非課税世帯	0	0 (0)	0	0 (0)
3		所得割非課税	均等割のみの 世帯	3,000	0 (0)	4,000	0 (0)
4		世帯の所得割	48,600円未満	3,000	0 (0)	4,000	0 (0)
5			48,600円以上 57,700円未満	3,000	0 (0)	4,000	0 (0)
6			57,700円以上 66,500円未満	3,000	0 (0)	4,000	0 (0)
7			66,500円以上 77,101円未満	3,000	0 (0)	4,000	0 (0)

留意事項

- (1) () 内は副食費の額です。**令和5年度より市独自の軽減として3歳以上児の副食費は無償です。**
- (2) 私立園の場合、3歳児から5歳児までの主食費等は自己負担となる場合があります。
- (3) 階層の「*」について
保育料決定通知書の表記については、国基準に基づき、要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、生活保護世帯）は階層○-1、それ以外は階層○-2と表示しています。

【重要】

- (1) 保育料は特別な事情がない限り、口座振替でお願いします。
- (2) 当月分を当月末に引き落とします。（12月は25日）引き落とし日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。
- (3) 引き落としができなかった場合は、翌月の10日頃再引き落としとします。
- (4) **督促や催告によってもなお保育料の入金が確認できない場合は、財産や給与の差し押さえ、連帯保証人への請求等を行います。**